

市町村障害者福祉事業推進補助金事業実施要領（障害者地域生活サポート事業分）

（目的）

第1条 この要領は、市町村障害者福祉事業推進補助金交付要綱及び市町村障害者福祉事業推進補助金交付要領に基づく障害者地域生活サポート事業（以下「サポート事業」という。）の実施に伴う具体的事項について定めるものとする。

（実施主体）

第2条 サポート事業の実施主体は、市町村（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）とする。

2 市町村は、サポート事業を適切に実施できると障害サービス課長が認める社会福祉法人等に行わせることができる。

（サポート事業の内容）

第3条 サポート事業は、地域生活移行促進事業、在宅支援事業、地域社会参加支援事業、就労等支援事業、地域生活個別支援事業とする。

第4条

（1）地域生活移行促進事業

「地域生活移行促進事業」は、障害者等の地域生活移行を促進するために実施する、次の各号に掲げる事業をいう。

1-1 グループホーム等地域生活移行推進事業

ア 社会福祉法人等が入所施設等の利用者に対して行う当該施設等から地域のグループホーム（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。）第5条第17項に規定する共同生活援助を行うこととして、同法第29条第1項に基づき都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が指定した者の運営する事業所）等へ住まいの場を移行するための支援及び移行後の支援を個別支援計画に基づき行う事業で、障害サービス課長が認めるものをいう。

イ 本事業に主に従事する社会福祉法人等の職員（移行推進員）は、社会福祉主事任用資格を有する者又は総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス若しくは同条第18項に規定する相談支援若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援、同条第7項に規定する障害児相談支援若しくは第7条第2項に規定する障害児入所支援の実務経験が3年以上ある者（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）で、当該事業を適切に実施できる者とする。

ウ 交付対象期間は、移行のための支援と移行後の支援を合わせて6月以内とする。

1-2 自立生活訓練棟支援事業

ア 総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設が、居宅生活に必要な設備を設けている個室等において、個別支援計画に基づき地域生活移行に向けた支援を行う事業をいう。

イ 指定基準（総合支援法第43条第1項及び第44条第1項並びに児童福祉法第21条の5の19第1項及び第24条の12第1項の都道府県（指定都市及び中核市又は児童相談所設置市を含む。）の条例で定める基準をいう。以下同じ。）及び報酬基準（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）並びに児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号）をいう。以下同じ。）（以下「指定基準等」という。）で定められた人員基準を超えて職員を配置すること。

ウ 本事業を実施する際の居室は、次に掲げる基準に適合していること。

（ア）原則として個室とすること。

（イ）通常の居宅生活に必要な設備を設けていること。

エ 事業の実施にあたっては、概ね6月間の自立生活訓練計画を作成するとともに、当該自立生活訓練計画に基づき、適切に訓練を行うこと。なお、自立生活訓練計画は、個別支援計画と一体的に作成しても差し支えないが、訓練時の居住場所、支援員等の編成及び役割・勤務形態等、日課、スケジュール、日中活動や移動等の方法等の項目を盛り込み、支援の質が担保されるよう努めること。

オ 当該事業開始後2年以上を経過した事業所にあつては、過去2年間に於いて訓練を受けた者のうち、1人以上が地域移行につながっていること。

1-3 成人サービス移行促進事業

ア 児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設から総合支援法第5条第1項に規定する施設障害福祉サービスへの移行に際し、利用者への環境の変化や家族との調整など利用者の状況等を勘案し障害者支援施設において支援を行う事業をいう。

イ 交付対象となる利用者は、次の各号に掲げる者とする。

（ア）強度行動障害者の受入

障害者であつて、行動援護対象者又はこれに準じると市町村長が認めた者。

（イ）被虐待事案の受入

障害者であつて、被虐待事案として障害児入所施設に入所し特別な支援を必要としてきた者又はこれに準じると市町村長が認めた者。

ウ 受け入れにあたっては、支援を行っている間、必要な支援員等を適切に配置すること。

エ 交付対象期間は2年以内とする。

(2) 在宅支援事業

「在宅支援事業」は、在宅障害者等が地域で安心して暮らすことができるよう支援を行うため実施する、次の各号に掲げる事業をいう。

2-1 単独型短期入所促進事業

身近な地域の障害福祉施設等で短期入所の促進を図ることを目的とするもので、指定基準に基づき、単独型事業所である指定短期入所事業所において行う、宿泊を伴う短期入所事業をいう。

2-2 短期入所利用促進事業

ア 福祉型短期入所利用促進事業

指定短期入所事業所（報酬基準に基づき医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定するものを除く。）において行う次の事業をいう。

(ア) 重症心身障害児者等の受入

重症心身障害児若しくは同様の状態にある障害者（以下「重症心身障害児者」という。）若しくは5-5に該当する者又はこれに準じると市町村長が認めた者（以下「重症心身障害児者等」という。）に対して短期入所を提供する事業。

(イ) その他支援困難者の受入

行動援護対象者、5-6に該当する者又は高次脳機能障害者若しくはこれに準じると市町村長が認めた者（以下「支援困難者」という。）に対して短期入所を提供する事業。

(ウ) 重症心身障害児者等の受け入れにあたっては、支援を行っている間、看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下「看護職員」という。）並びに社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第2項に規定する介護福祉士並びに同法附則第3条第1項に規定する認定特定行為業務従事者をいう。以下同じ。）を必要に応じ配置すること。また、支援困難者の受け入れにあたっては、支援を行っている間、必要な支援員等を適切に配置すること。

イ 医療型短期入所利用促進事業

(ア) 指定短期入所事業所（医療機関で行う場合に限る。）において、常時医療的ケアが必要な障害児者に対して短期入所を提供する事業をいう。

(イ) 常時医療的ケアが必要な障害児者の受け入れにあたっては、各医療機関等における必要な人員基準等を満たしていること。

ウ 短期入所送迎促進事業

(ア) 重症心身障害児者等、支援困難者又は常時医療的ケアが必要な障害児者に対して居

宅等と短期入所事業所の間の送迎を行う事業をいう。

(イ) 送迎を行うにあたっては、利用者 1 人に対して、支援員等が 1 人以上付き添うこと。

2-3 医療的ケア訪問支援事業

ア 施設から地域へ生活移行した障害者に対して、地域で安心して生活することを目的に、障害者個々の状況を把握している障害者支援施設に従事している医師等職員（医師、看護職員、理学療法士、作業療法士）が、施設から地域へ生活移行した障害者を対象に専門的ケアを行う事業をいう。

イ この事業を実施する市町村は、対象となる障害者が当該障害者支援施設へ直近で入所していた際に支給決定（総合支援法第 19 条第 1 項に規定する支給決定をいう。以下同じ。）した市町村を原則とする。ただし、地域生活移行にあたり支給決定市町村が変更となった場合で、当該変更後の市町村長が必要と認めた場合はこの限りでない。

2-4 在宅障害者緊急通報システム事業

ア 緊急通報システムを整備し、在宅障害者の生活を 24 時間体制で支援する事業をいう。

イ 施設等と地域で生活する利用者の中で 24 時間連絡がとれる状態であること。

ウ 施設等は緊急な事態が想定されるとき、速やかに対応できる体制をとること。

(3) 地域社会参加支援事業

「地域社会参加支援事業」は、障害者が地域の人々とともに暮らしていく環境を整備するため実施する、次の各号に掲げる事業をいう。

3-1 地域交流等支援事業

地域住民の障害者への理解が深まるような交流等を通じて相互理解を促進する事業（社会福祉法人等がその施設又は周辺地域で実施し、地域住民が参加して定期的に行われる事業を含む。）で、障害サービス課長が認めるものをいう。

3-2 地域防災拠点事業

ア 民間障害福祉施設（障害福祉サービス、相談支援、障害児通所支援又は障害児相談支援を行う事業所、障害者支援施設、障害児入所施設及び総合支援法第 5 条第 27 項に規定する地域活動支援センターをいう。）を災害時の緊急避難場所として活用するため、必要な物品の整備等を行う事業をいう。

イ 地域住民にも利用できる緊急避難場所とすること。

(4) 就労等支援事業

「就労等支援事業」は、障害者等がライフステージに応じてその人らしい働き方等を

選択できるよう支援を行うために実施する、次の各号に掲げる事業をいう。

4 通所体験事業

- ア 障害者等に一連のサービスを体験させることで、自己の障害に適応した施設の利用を可能にすることを目的とした、在宅障害者の通所サービス体験利用の受入れを実施する事業をいう。
- イ 事業者は体験利用者に応じた体験内容を記載した計画書を作成すること。
- ウ 本事業に主に従事する社会福祉法人等の職員は、社会福祉主事任用資格者等で、当該事業を適切に実施できる者を担当者とする。
- エ 利用者は市町村長がそのサービスを受けることが適切と認めるもので、過去に同施設でサービスを受けていない者とする。
- オ 交付対象期間は利用者1人あたり1ヶ月を上限とする。

(5) 地域生活個別支援事業

「地域生活個別支援事業」は、生活の場において障害者等の障害状態に応じて個別的な支援を行うために実施する、次の各号に掲げる事業をいう。

5-1 生活環境改善支援事業

- ア 入所施設において、個室（ユニット）を設置し、生活環境をより地域での生活環境に近づけることを目的とした支援を行う事業をいう。
- イ 交付対象は、施設から地域生活移行を予定している利用者又は強度行動障害等で個室での支援が必要とされる利用者とする。
- ウ 居室は個室とし、原則10人程度を単位とした、日常生活を送る上で必要な設備が設けられていること。
- エ 指定基準等に定める人員基準の他に、常勤換算方法で1名以上の人員を配置すること。
- オ 施設入所支援において実施する事業を対象とする。

5-2 特別援護支援事業

- ア 法に触れる行為を行ったか又はそのおそれがあり、社会復帰又は地域生活継続に向けた支援を必要とする障害者に対し支援を行う事業をいう。
- イ 交付対象は、保護観察中の障害者、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）第42条第1項第2号又は第51条第1項第2号に基づく入院によらない医療を受ける者、その他真犯事由がある等により市町村長が特別な援護を必要と認める障害者（宿泊型自立訓練における地域生活移行個別支援特別加算又は自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支

援、就労継続支援 A 型若しくは就労継続支援 B 型における社会生活支援特別加算を算定していない者に限る。)への支援とする。

ウ 指定基準等で定められた人員基準に加え、支援を行っている間、必要な支援員等を適切に配置すること。

エ 自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を含む。）、就労移行支援、就労継続支援 A 型又は就労継続支援 B 型において実施する事業（障害者支援施設に入所する者の昼間実施サービスとして行うものを除く。）を対象とする。

5-3 重度重複障害者個別支援事業

ア 身体障害者手帳 1、2 級、療育手帳 A 1、A 2、精神保健福祉手帳 1 級のうち、複数の手帳の交付を受けた者又は同様の状態にあると市町村長が認めた者（加齢により心身機能に変化があった者で、介護保険サービスが利用可能な者（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項に規定する要介護被保険者又は第 53 条第 1 項に規定する居宅要支援被保険者に該当し得る者）を除く。）に対し、個々の障害に適した支援を行う事業をいう。

イ 指定基準等で定められた人員基準を超えて職員を配置すること。

ウ 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、児童発達支援又は放課後等デイサービスにおいて実施する事業を対象とする。

5-4 行動障害者支援事業

ア 行動障害等のため、日常的に多くの支援を要する者で、障害支援区分が 3 以上で、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成 26 年厚生労働省令第 5 号）第一条第一項に規定する障害支援区分認定調査の結果に基づき、同令別表第一における調査項目中「コミュニケーション」、「説明の理解」、「大声・奇声を出す」、「異食行動」、「多動・行動停止」、「不安定な行動」、「自らを傷つける行為」、「他人を傷つける行為」、「不適切な行為」、「突発的な行動」及び「過食・反すう等」並びにてんかん発作の頻度について、厚生労働大臣が定める基準（平成 18 年厚生労働省告示第 543 号）別表第二に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の 0 点の欄から 2 点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が 6 点以上 10 点未満の利用者又は児童であって同程度の状態（平成 24 年厚生労働省告示第 270 号の第 13 号に掲げられた表の行動障害の内容の欄の区分に応じ、その行動障害が見られる頻度等をそれぞれ同表の 1 点の欄から 5 点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が概ね 13 点以上 20 点未満）にあると市町村長が認めた者に対し、個々の障害に適した支援を行う事業をいう。

イ 指定基準等で定められた人員基準を超えて職員を配置すること。

ウ 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、児童発達支援又は放課後等デイサービスにおいて実施する事業を対象とする。

5-5 医療的ケア支援事業

ア 次に該当する者に対し、医療支援を行う事業をいう。

気管切開、痰の吸引、胃ろう、経管栄養、IVH、膀胱ろう又はこれに準じると市町村長が認めた医療行為について、看護職員等による医療的支援を日常的に必要とする者。

イ 看護職員等を常勤換算で1人以上配置すること。

ウ 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、児童発達支援又は放課後等デイサービスにおいて実施する事業を対象とする。

5-6 遷延性意識障害者個別支援事業

ア 次のうち、5つ以上に該当する者に対し、支援を行う事業をいう。

（ア）自力での移動が不可能であること。

（イ）意味のある発語を欠くこと。

（ウ）意思疎通を欠くこと。

（エ）視覚による認識を欠くこと。

（オ）原始的な咀嚼、嚥下等が可能であっても、自力での食事摂取が不可能であること。

（カ）排泄失禁状態であること。

イ 看護職員等を常勤換算で1人以上配置すること。

ウ 生活介護又は短期入所（日中を通じて支援する場合に限る。）において実施する事業を対象とする。

2 前項のうち、（1）、（2）の2-1、2-2、2-4、（4）、（5）の事業については、利用者ごとにその者の障害福祉サービス等を支給決定する市町村が行うこととする。

3 第1項のうち、（5）の5-5、5-6の事業については、利用者一人に対し、複数の事業対象にはできないこととする。

（事業の届出）

第5条 サポート事業を実施しようとする社会福祉法人等は、事業実施届（第1号様式）を市町村長に提出しなければならない。

（変更等の届出）

第6条 サポート事業を実施する社会福祉法人等は、当該事業を変更、中止又は廃止したときは、速やかに事業変更（中止・廃止）届（第2号様式）を市町村長に提出しなければならない。

（実施状況の届出）

第7条 サポート事業を実施する社会福祉法人等は、事業終了後、速やかに事業実施状況届（第3号様式）を市町村長に提出しなければならない。

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、障害福祉課長及び障害サービス課長が別に定める。

附 則

神奈川県市町村事業推進交付金事業実施要領（障害者地域生活サポート事業分）は、廃止する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年8月13日から施行する。

附 則

令和元年度実施事業については、既に交付決定を受けた事業者に関し、第4条第1項（1）4－2号オ中「1ヶ月」とあるのは、「1ヶ月（ただし、市町村が期間の変更が必要と認めた場合にあっては、変更後の期間）」と読み替えるものとする。

この要領は、令和2年3月11日から施行する。

附 則

令和2年度実施事業については、第4条第1項（4）4－2号オ中「1ヶ月」とあるのは、「1ヶ月（ただし、市町村が期間の変更が必要と認めた場合にあっては、変更後の期間）」と読み替えるものとする。

この要領は、令和2年6月12日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年6月22日から施行する。

附 則

令和３年度実施事業については、第４条第１項（４）４－２号オ中「１ヶ月」とあるのは、「１ヶ月（ただし、事業者及び事業所において、新型コロナウイルス感染症への対応の一環として、事業を休止又は休所した場合等で、市町村が期間の変更が必要と認めたときにあっては、変更後の期間）」と読み替えるものとする。

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

令和４年度実施事業については、第４条第１項（４）４号オ中「１ヶ月」とあるのは、「１ヶ月（ただし、事業者及び事業所において、新型コロナウイルス感染症への対応の一環として、事業を休止又は休所した場合等で、市町村が期間の変更が必要と認めたときにあっては、変更後の期間）」と読み替えるものとする。

この要領は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。